

## 平成30年度第2回奈良県長寿医療制度懇話会概要

1. 日 時 平成31年1月24日(木) 午後2時から3時30分

2. 場 所 奈良県市町村会館 2階 中研修室

### 3. 出席者

#### 【委員】

出席：中西委員 下村委員 新居委員 河田委員 辻本委員 今村委員

山内委員 小西委員 藤井(純)委員 井前委員 杉浦委員

欠席：岩井委員 本多委員 藤井(節)委員

#### 【広域連合事務局】

出席：園田理事 今西事務局長 楠原事務局次長

松浦総務課長 大前総務係長 井田企画・財政係長

石井総務係主事

山本事業課長 寺元資格・保険料係長 徳谷給付係長

宮田給付係主事 山本保健師

### 4. 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 平成31年度予算案について

(2) 保険料軽減特例の見直しについて

(3) 啓発物品について

(4) 後期高齢者への不審電話等の状況について

4 その他

5 閉 会

### 5. 会議内容

#### 次第1 開 会

(司会進行 大前)

#### 次第2 挨 拶

- 園田理事挨拶

### 次第3 議題

#### (1) 平成31年度予算案について

松浦総務課長 ≪資料1≫≪資料2≫≪資料3≫

#### 意見、質疑及び回答

##### (委員)

概略で言いますと、思ったよりも医療費は伸びていない状況です。資料3にありますように、加入者が3.29%伸びているにもかかわらず医療費の伸びは抑えられていて、2.34%となっています。

##### (委員)

平成28年度を除き、加入者の伸びを上回る医療費の伸びが見受けられますが、平成31年度については、加入者の伸びに対して、医療費の伸びが少ないということとなっていますが、その要因は何でしょうか。

##### (事務局)

平成30年度の医療費は予算額より低くなることを見込まれますが、平成31年度予算は平成30年度の見込みを基にして算出しており、平成30年度の予算額からは2.34%の伸びということになります。

##### (委員)

平成30年度の伸びが低い値だったのを基にして、平成31年度を計算しているから低い値になるという理解でよろしいですか。

##### (事務局)

はい。

##### (委員)

平成30年度の診療報酬改定が実質上マイナス改定であったことや、前回の改定の際は高額医薬品等の影響などありましたが、今回はそのような影響が少なかったわけですが、それを除外しても予想外に医療費の伸びが少なかったわけです。原因は正直なところわからないということです。

##### (委員)

資料2の主な歳出項目として、高額療養費がありますが、その伸びが11.1%と記載があります。ここ数年の伸びを教えてください。

##### (事務局)

平成30年度の執行状況を基にしておりますので、おそらく平成31年度はこうなるのではという形の算出になります。過去の数字については申し訳ありませんが、今手元にございませぬ。

**(委員)**

年間2千万円～3千万円かかるような薬が年に20～30新しく出てきており、その薬剤費が占める割合も大きいです。値段が落ちるまでしばらく期間があります。特に抗がん剤や血友病の薬が高額で、年間一人当たり5千万円程度になるものもあり、結構な金額になります。

**(委員)**

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が減額されている原因はどんなことでしょうか。

**(事務局)**

次の議題ともかかわってきますが、減額の原因は保険料軽減特例の見直しによるもので、今まで特例で保険料を軽減していた分を国が補填していましたが、その分が減ってくることによる影響です。

**(2) 保険料軽減特例の見直しについて**

山本事業課長 <<資料4>>

**意見、質疑及び回答**

**(委員)**

現在の保険料軽減特例が廃止される代わりに、急激な保険料の増加を防ぐためにいろいろな手が打たれ、非常に複雑ではありますが、介護保険料の軽減や年金生活者支援給付金の支給により、総合的には負担増にはならないようになっています。保険料だけを見ると、上がっていくということになりますが、財政的に補填しようとする、保険料自体を上げざるを得ないので、保険料を上げるか保険料軽減特例を廃止するかのどちらを選択するかということになり、このような形になったわけです。

**(委員)**

加入者一人ずつが負担する保険料が、4,500円から9,000円になり、更に13,500円にと年々増加するというのは、年金生活者には負担が重いです。国が決めたからというので、国の決定に従うよりほかないのでしょうか。

**(事務局)**

広域連合としましては、この保険料軽減特例の継続を要望しておりました。また、やむを得ず見直しを行う場合には、高齢者の負担に十分配慮し急激な負担の増加とならないようにとの要望もしておりましたが、結果としてこのように段階的に見直されることとなった経緯がございます。高齢者の方に納得していただきにくいかと思いますので丁寧に説明してまいりたいと考えています。

**(委員)**

介護保険料の軽減と年金生活者支援給付金の支給と併せて実施されるため、それらの分と相殺されるということを強調する方が、高齢者の納得をより得やすい説明になるかと思います。うまく伝わるように是非努力をお願いします。

**(委員)**

年金生活者にはこの増額になった保険料は天引きされるわけで、直接生活に響くことになり納得しづらいものがあります。

**(委員)**

資料4の横軸は年金収入と記載がありますが、これは所得でしょうか、年金と他の所得を足したものでしょうか。

**(事務局)**

高齢者の方では年金収入者が多いため、年金の収入額となっています。

**(事務局)**

わかり易いモデルとして、年金だけの収入者を想定し、作成されたものです。

**(委員)**

被保険者への説明の仕方が重要です。保険料軽減特例の9割軽減の対象者と介護保険料の軽減の対象者は一致するのですか。

**(事務局)**

ほぼ一致すると思われます。

**(委員)**

保険料軽減特例の8.5割軽減の対象者では介護保険料の軽減はどうですか。

**(事務局)**

介護保険につきましては、保険者が各市町村となっておりますので、各市町村で保険料は異なります。

**(委員)**

市町村の介護保険料はそれぞれ異なるため、平均した値で計算されているものと思われます。もしかすると結果的に相殺されない市町村も存在するのではないのでしょうか。

**(委員)**

必ず相殺されるというような、誤解を招く表現にならないように、広報を行うときには注意を払ってください。

**(委員)**

資料4の追加分で、保険料軽減特例の8.5割軽減の対象者数について記載がありませんが、どれくらいになりますか。

**(事務局)**

3万5千人程度になろうかと思います。

(委員)

それでは保険料軽減特例の9割軽減と8.5割軽減を合わせて、高齢者の方の約4割の人が影響を受けることとなりますので、丁寧な説明をお願いします。年金生活者支援給付金の継続についてはどうですか。

(事務局)

現時点では、年金生活者支援給付金は継続する予定と聞いています。

(委員)

被保険者に説明をされる際には確認をお願いします。

### (3) 啓発物品について

山本事業課長 <<資料5>><<資料6>>

## 意見、質疑及び回答

(委員)

元々、言葉や内容自体がわかりにくいものではありませんが、以前より字を大きくしたりなどの努力をされています。

(委員)

このチラシを配布するときには白黒の印刷になりますか。

(事務局)

はい、その通りです。より見やすく、わかり易い表現になるよう検討していただければと思います。

(委員)

身体健康診査とともに口腔健診について掲載していただけるのであれば非常にありがたいです。

(事務局)

口腔健診につきましては、後期高齢者医療制度のしおりの5ページに掲載があります。こちらのしおりも同封して発送することとなっています。チラシを発送するにあたり、今まで健診しかチラシに掲載していなかったため、同じ健診であれば歯科も力を入れたいと検討しています。また柔道整復などにつきましても、チラシに掲載することで受診を勧奨しているものと誤解を与えないように注意したうえで、正しい受診の仕方について、情報発信をしていくことが必要と考えています。チラシの余白部分のあと1ページに何を掲載するべきか非常に悩んでいるところで、今回議題に上げさせていただきました。

(委員)

被保険者という言葉から保険加入者という言葉へ記載が変わって、よりわかり易く

改善はされています。啓発物品への改善点等工夫すべきところやご意見・お気づきの点については追って事務局までお知らせいただくようお願いいたします。

(委員)

議題には上がってはおりませんが、昨今報道される外国人の保険利用により、日本国民のお金が外国の人に利用されることについて、どのようにお考えなのか伺いたいです。

(事務局)

海外の人に国保等医療保険が利用されているという報道ですが、後期高齢者医療制度については、現在どの程度利用されているのかという数字は把握しておりませんが、その影響は少ないと認識しています。同じ医療保険でございますので、今後はそのような影響も考慮しつつ運営をまいります。

(委員)

海外の特に富裕層の人が、日本の国保を利用しているわけで、国保は日本国民のための制度だという思いがありますから、不適切な利用がされていないか、怠りなく確認をしていただきたいものです。

(委員)

直接的な影響があるのは、国保と協会けんぽになろうかと思えます。

(委員)

協会けんぽにつきましては、扶養の再確認をし、被扶養者は3親等までとなっております。水準の高い日本の医療を利用している実情について、政府は今後法律で制限を加えるというようなことも現在検討されているところかと思えます。

(委員)

世界に誇る日本の医療を受けに海外の人に来ていただくのは結構なことですが、あくまでも自費で受けたいというのが、市民の気持ちです。

(委員)

今後外国人労働者の問題も踏まえて、国と国との話し合いがなされるものと思えます。

(委員)

保険料が上がることに繋がりますので、よろしく申し上げます。

#### (4) 後期高齢者への不審電話等の状況について

石井総務係主事 《資料7》

意見、質疑及び回答

**(委員)**

私は民生委員をしている関係で、民生委員の会議で県警や市の警察から「自転車の事故の増加と特殊詐欺について、家庭訪問の際に注意喚起を」と協力要請をされています。後期高齢者はよく特殊詐欺の被害にあいますから、できる限りの注意喚起を行っております。

**(委員)**

啓発のパンフレット等について、改善した方がよい点等ありましたらどうぞ。

**(委員)**

警察でも特殊詐欺に関するチラシは作成していますから、警察と相談されるのも良いのではないのでしょうか。

**(委員)**

年に何回程度被保険者の方々にこのような封書が届くのでしょうか。また、発送される文書それぞれが異なる封筒で届くのか、あるいは統一された封筒で届くのかどちらでしょうか。

**(事務局)**

この封筒は被保険者証年度更新の発送時と年齢到達で初めて被保険者証を送付するとき使用するもので、他の文書発送時には使用しません。従ってこの封筒で発送するのは年に一度ということになります。

**(委員)**

文書を発送するのは年間何回程度になりますか。

**(事務局)**

健診のお知らせなどは世帯毎に異なりますので、何回かというのは計りかねますが、ハガキで通知しますので、基本的には封筒ではほぼこの場合のみということになります。

**(委員)**

お年寄りの方には、どんな文書が来てというのが判別しにくいと思いますので、例えば「せんとくん」のようなわかりやすいイラスト等統一された封筒があればと感じました。

**(委員)**

わかり易くシンボルを統一して印刷するとか、あるいはフォーマットを統一する等、考慮することはどうでしょうか。

**(事務局)**

貴重なご意見ありがとうございます。今後検討させていただきます。

**(委員)**

特殊詐欺の手口がどんどん巧妙化しており、電話で完結するタイプから、電話の後に家まで来て物を受け取っていくタイプに変わってきています。警察でも詐欺の犯人

は家まで来るという注意喚起がされていますが、本物も偽物も家に来ることになり、判別が増々難しくなります。より効果的な注意喚起になるよう、チラシ等にわかり易く表現することに留意してください。

#### 次第4 その他

なし

#### 次第5 閉会

- 今西事務局長挨拶

以上